事務組合 減額訂正操作マニュアル

【2024年度版】2024年度中の減額訂正処理



目次

改訂	覆歴・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · <u>3</u>				
はじ	めに・・	<u> </u>				
1. 減額訂正の事前準備						
	1. 1.	概算データ(当初データ)の作成・・・・・・・・5				
	1. 2.	雇用保険料率の設定・・・・・・・・· <u>1</u>				
	1.3.	給与データの入力・・・・・・・・・ <u>8</u>				
	1.4.	一括有期事業の工事データの入力・・・・・・・・9				
2.	2. 「事務組合」の減額訂正データの作成					
	2.1.	労働保険情報の登録・・・・・・・・・ <u>10</u>				
	2. 2.	特別加入者等の登録・・・・・・・・・・ <u>11</u>				
	2.3.	算定基礎賃金等の報告の作成・・・・・・・・ <u>14</u>				
	2.4.	減額訂正の周期の設定・・・・・・・・ <u>16</u>				
	2.5.	納入通知書の作成・・・・・・・・・ <u>20</u>				
	2.6.	保存データの作成・・・・・・・・・・・・ <u>21</u>				
3.	「事務	8組合一括有期」の減額訂正データの作成 				
	3. 1.	労働保険情報の登録・・・・・・・・・ <u>22</u>				
	3. 2.	特別加入者等の登録・・・・・・・・・・23				
	3.3.	一括有期データの集計/総括表の作成 ・・・・・・・ <u>26</u>				
	3.4.	減額訂正の周期の設定・・・・・・・・ <u>28</u>				
	3.5.	納入通知書の期別納付額の変更・・・・・・・・32				
	3.6.	保存データの作成・・・・・・・・・・・ <u>33</u>				
4. 「事務組合処理」での各種帳票作成						
	4. 1.	減額訂正データの読み込み・・・・・・・・ <u>34</u>				
	4. 2.	申告書内訳 当初データの確認と変更・・・・・・・37				
	4.3.	申告書内訳の印刷・・・・・・・・・・ 38				
	4.4.	労働保険申告書の印刷・・・・・・・・ <u>39</u>				
	4.5.	内訳総括表の印刷・・・・・・・・・・・ 40				
	4.6.	拠出金内訳の印刷・・・・・・・・・・ <u>42</u>				
5	⊦ ∕‡	5.2.55.11				

改訂履歴

修正年月日	修正頁	修正内容
2024/8/6	全編	全体的な見直し

はじめに

本マニュアルでは、事務組合における減額訂正の操作について ご案内します。

年度更新後に、年度の途中で事業が廃止された場合や委託が解除された場合は、減額訂正処理をおこなうことができます。この減額訂正処理には、「令和5年度確定・令和6年度概算」の事務組合もしくは事務組合一括有期の保存データが必要です。

ただし、特別加入者のみが減少した場合の減額訂正処理には対応していません。

1.1. 概算データ(当初データ)の作成

減額訂正申告に必要な「保険料・一般拠出金申告書内訳」の下部に訂正前の概算 保険料を表示するために、当初の概算データを保存します。

- ※訂正前のデータを『台帳』で作成している場合のみ、当初データとして使用できます。
- 1. 台帳MENU画面で「処理ファイル」をクリックします。



2. 「労基・労災・労保」グループを選択し、「事務組合処理」を開きます。



3. 左上に「令和5年度確定・令和6年度概算」と表示されていることを確認します。 「労働保険番号読込」をクリックします。労働保険番号を選択して「読込」を クリックし、読み込み件数が表示されたら「OK」をクリックします。



4. 「労働保険料申告書内訳」をクリックします。



5. 「内訳総括表」をクリックします。



6. 「概算データ保存」をクリックし、「保存」をクリックします。メッセージが表示されたら「OK」をクリックします。



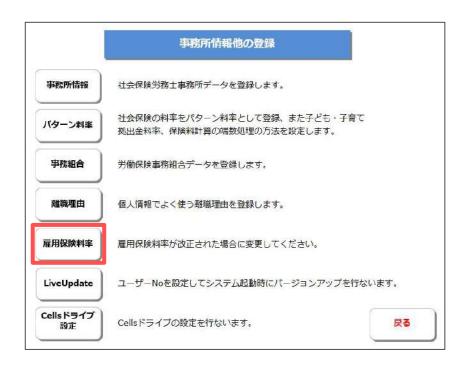
1.2. 雇用保険料率の設定

雇用保険の料率に変更があり、異なる雇用保険料率で減額訂正の計算をおこなう場合は、手動で変更してください。(継続事業の場合のみ)

- ※2024年度は雇用保険料率の変更がないため、本操作は必要ありません。
- ※保存データを作成後、必要であれば雇用保険料率は元の料率へお戻しください。
- 1. 台帳MENU画面で「事務所情報他」をクリックします。



2. 「雇用保険料率」をクリックします。



3. 雇用保険料率を入力し、「変更」をクリックします。メッセージが表示されたら「OK」をクリックします。



1.3. 給与データの入力

事業廃止や委託解除などの事由が発生するまでの給与データを入力します。 (継続事業の場合のみ)

- ※ここで給与データを入力しない場合は、
- 「2.3. 算定基礎賃金等の報告の作成(15ページ)」の手順3で「直接入力」もできます。
 - 事業所ファイル画面で「給与データ」をクリックします。
 ※あらかじめ事業所ファイルの処理年度が「2024年度」であることを確認します。



2. 確定保険料の精算に必要な給与データを入力します。



1.4. 一括有期事業の工事データの入力

事業廃止や委託解除などの事由が発生するまでの工事データを入力します。 (一括有期の場合のみ)

事業所ファイル画面で「一括有期」をクリックします。
 ※あらかじめ事業所ファイルの処理年度が「2024年度」であることを確認します。



2. フォーム画面もしくはシート上に工事データを入力します。



♀ ポイント

労災保険料率変更にともない、 事業開始時期によって工事データの 「業種番号」が変わります。(※) 事業開始時期と業種番号が一致しているか 確認し、変更がある場合は修正します。

業種番号	事業開始時期
OO-4	R6年4月1日以降
OO-3	R6年3月31日まで
OO-2	H30年3月31日まで
OO-4	H27年3月31日まで

2.1. 労働保険情報の登録

1. 事業所ファイルを起動し、「会社情報」をクリックします。



♀ ポイント

事業所台帳の処理年度は現在処理年度であることを確認してください。 例:2024年度中の減額訂正は、処理年度が2024年度の事業所台帳で操作します。

2. 「労働保険」タブを選択し、労働保険番号ごとにすべての項目へデータを入力します。



2.2. 特別加入者等の登録

1. 「全ての処理ファイル」をクリックし、「労災・雇用・労働保険」グループの 「事務組合」を開きます。



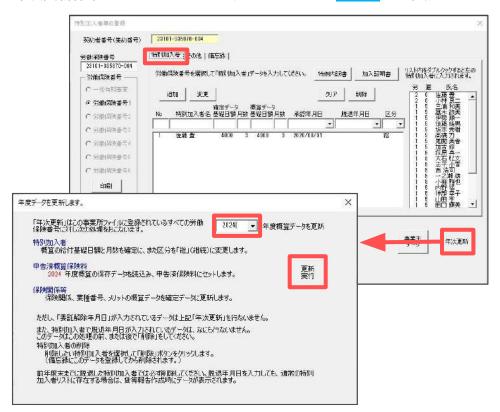
2. 確定処理年度が2024年度であることを確認し、「特別加入者等の登録」を クリックします。



♀ ポイント

「事務組合」では、確定年度が減額訂正をおこなう年度である必要があります。 2024年度中の減額訂正は「確定処理年度2024年度」「令和6年度確定・令和7年度 概算(画面左上)」になっていることをご確認ください。

- 3. 「特別加入者」タブから「年次更新」をクリックし、開いたフォーム画面上 部の年度をプルダウンから「2024」に変更して「更新実行」をクリックしま す。
 - ※年次更新作業によりおこなわれる処理についてはこちらをご参照ください。



♀ ポイント

「年次更新」は1回のみおこなってください。2回以上おこなった場合、申告済保 険料の訂正が必要となります。

1つの事業所で複数の労働保険番号がある場合でも、年次更新は1回のみおこない、複数回おこなう必要はありません。

- 4. 「特別加入者」タブから特別加入者を選択し、脱退年月日をプルダウンから 選択して「変更」をクリックします。
 - ※自動的に概算データは空欄となり、確定データは脱退年月日までの月数を算出します。区分は「脱」に変更されます。



- 5. 「その他」タブをクリックし、保険関係の概算欄のデータを削除し、委託解 除年月日を入力して「登録」をクリックします。
 - ※「委託解除年月日」はプルダウンから選択します。(例:2024/06/30)



2.3. 算定基礎賃金等の報告の作成

1. 「算定基礎賃金等の報告」をクリックします。



- 2. 「読込」をクリックし、「労働保険番号リスト」から該当の労働保険番号を 選択します。「5.新年度賃金見込額 前年度と」で「同額」にチェックを入 れ、「すべてのデータ」をクリックします。
 - ※委託解除年月日が入力されている場合、新年度賃金見込額は自動で0円になります。



♀ ポイント

雇用保険料率を変更している場合(<u>7ページ参照</u>)は、労働保険番号を選択した際に変更後の雇用保険料率が表示されているかどうかをご確認ください。

3. 給与データを登録していない場合(<u>8ページ参照</u>)や対象としない月の給与が 含まれている場合は、支払賃金の入力や削除をすることができます。 「直接入力」をクリックして、メッセージが表示されたら「はい」をクリッ クします。



♀ ポイント

「直接入力」した場合、1ヶ月平均使用労働者数は、「各月の人数の合計÷賃金が発生している月数」で算出されます。

4. 支払賃金を入力もしくは削除し、「適用」をクリックします。 メッセージが表示されたら「はい」をクリックします。



2.4. 減額訂正の周期の設定

納入通知書にて、減額訂正の周期の設定をおこないます。

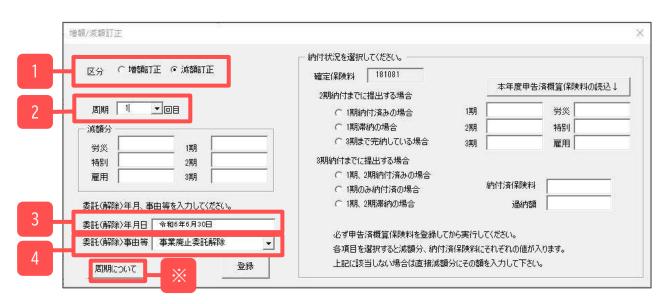
1. 「納入通知書」をクリックします。



2. 「増額/減額訂正」をクリックします。

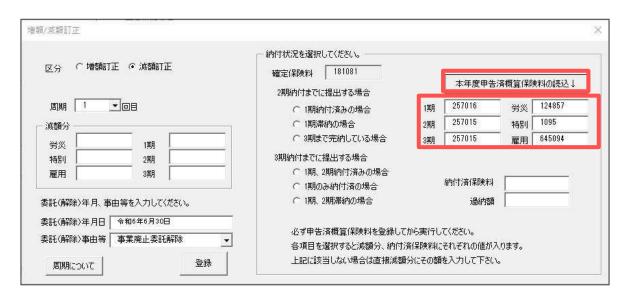


3. 必要な情報を入力・確認します。

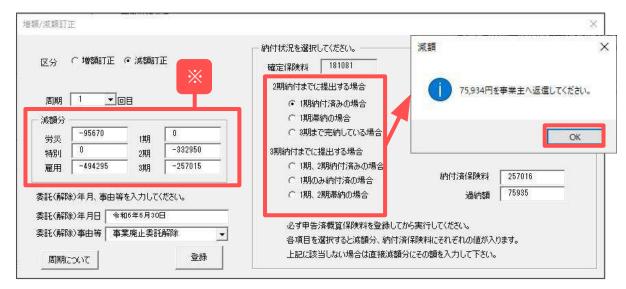


項目名	説明		
1.区分	「減額訂正」にチェックを入れます。		
2. 周期	概算保険料の減額訂正報告期限の周期を選択します。 なお、委託解除時期により周期は異なります。詳細は「周期について(※)」の 「周期について」をご確認ください。		
3. 委託(解除)年月日	「特別加入者等の登録」の「その他」タブ(<u>13ページ参照</u>)に登録されている 委託解除年月日が表示されます。		
4. 委託(解除)事由	プルダウンから該当する委託事由を選択します。		

- 4. 「本年度申告済概算保険料の読込↓」をクリックすると、期別の金額を表示します。
 - ※期別の金額は手入力できます。
 - ※「令和5年度確定・令和6年度概算」の事務組合で保存データを作成していない場合は、「本年度申告済概算保険料の読込↓」をクリックしても表示されません。



5. 納付状況を選択すると、還付または徴収額のメッセージが表示されるため、「OK」をクリックします。

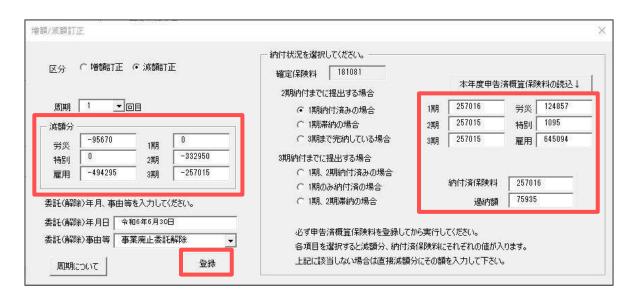


♀ ポイント

該当の納付状況がない場合は、納付済保険料(充当額全額+委託解除までに納付した額)、過納額(不足額の場合もあります)は手入力してください。

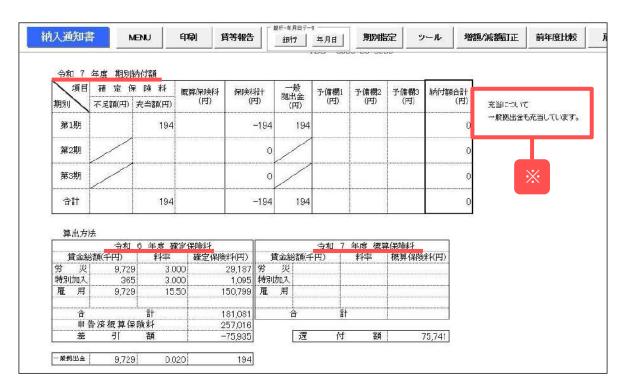
※上記フォーム左側の減額分の囲みにある「労災」「特別」「雇用」「1期」 「2期」「3期」も手入力します。(金額の先頭に適宜マイナスをつけます。)

6. 納付済保険料と過納額(または不足額)が自動で計算され、減額分に金額が表示されます。金額を確認し、「登録」をクリックします。



2.5. 納入通知書の作成

納入通知書は、「令和7年度 期別納付額」「令和6年度 確定保険料」「令和7年度 概算保険料」と表示されます。概算保険料は自動で空欄になります。



♀ ポイント

保険料の充当が発生し、一般拠出金も充当させる場合は、

「ツール」>「一般拠出金の充当」タブの【一般拠出金も充当する】にチェックを入れて「OK」をクリックすると、納入通知書に「充当について一般拠出金も充当しています。(※)」と表示されます。



2.6. 保存データの作成

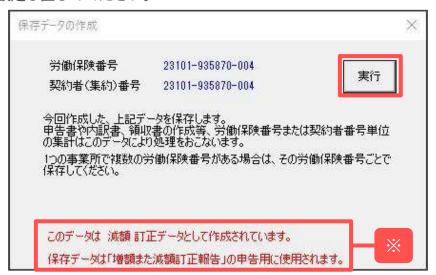
減額訂正の保存データを作成します。減額訂正データを作成した場合は、データを 残すために必ずこの操作をおこなってください。

1. 保存データの「作成」をクリックします。



2. 減額訂正(※)のメッセージが表示されていることを確認し、「実行」を クリックします。

※減額訂正(※)のメッセージが表示されない場合は、減額訂正データが正しく作成されていません。この場合は、「2.4.減額訂正の周期の設定(<u>16~19ページ参照</u>)」から設定し直してください。



♀ ポイント

保存データは「読込」から確認できます。保存データのファイル名は、 「減額+周期+労働保険番号+事業所ファイル名」で作成されます。

例:保存ファイル名「減額1 23301-935870-004 サンプル」

3.1. 労働保険情報の登録

1. 事業所ファイルを起動し、「会社情報」をクリックします。



♀ ポイント

事業所台帳の処理年度は現在処理年度であることを確認してください。 例:2024年度中の減額訂正は、処理年度が2024年度の事業所台帳で操作します。

2. 「労働保険」タブを選択し、「一括有期」タブ内のすべての項目へデータを 入力します。



3.2. 特別加入者等の登録

1. 「全ての処理ファイル」をクリックし、「労災・雇用・労働保険」グループの 「事務組合一括有期」を開きます。



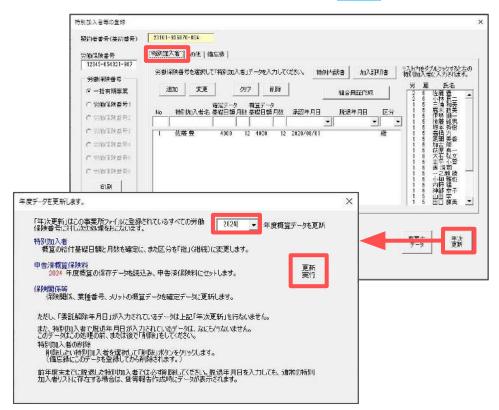
2. 確定処理年度が2024年度であることを確認し、「特別加入者等の登録」を クリックします。



💡 ポイント

「事務組合一括有期」では、確定年度が減額訂正をおこなう年度である必要があります。2024年度中の減額訂正は「確定処理年度2024年度」「令和6年度確定・令和7年度概算(画面左上)」になっていることをご確認ください。

- 3. 「特別加入者」タブから「年次更新」をクリックし、開いたフォーム画面上 部の年度をプルダウンから「2024」に変更して「更新実行」をクリックしま す。
 - ※年次更新作業によりおこなわれる処理についてはこちらをご参照ください。



♀ ポイント

「年次更新」は1回のみおこなってください。2回以上おこなった場合、申告済保 険料の訂正が必要となります。

1つの事業所で複数の労働保険番号がある場合でも、年次更新は1回のみおこない、複数回おこなう必要はありません。

- 4. 「特別加入者」タブから特別加入者を選択し、脱退年月日をプルダウンから 選択して「変更」をクリックします。
 - ※自動的に概算データは空欄となり、確定データは脱退年月日までの月数を算出します。区分は「脱」に変更されます。



- 5. 「その他」タブをクリックし、保険関係の概算欄のデータを削除し、委託解 除年月日を入力して「登録」をクリックします。
 - ※「委託解除年月日」はプルダウンから選択します。(例:2024/08/31)



3.3. 一括有期データの集計/総括表の作成

1. 「一括有期データの作成」をクリックします。



2. 「1.4. 一括有期事業の工事データの入力(<u>9ページ</u>)」で入力した工事データ が表示されます。「集計」をクリックし、メッセージは「OK」をクリックします。



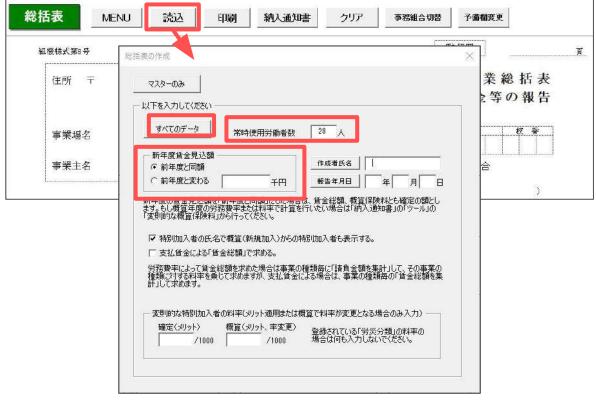
3. 集計後、「MENU」をクリックして戻ります。



4. 「総括表」をクリックします。



- 5. 「読込」をクリックし、フォーム画面の「新年度賃金見込額」で "前年度と同額"にチェックを入れます。 常用使用労働者数を入力し、「すべてのデータ」をクリックします。
 - ※委託解除年月日が入力されている場合、新年度賃金見込額は自動で0円になります。



3.4. 減額訂正の周期の設定

納入通知書にて、減額訂正の周期の設定をおこないます。

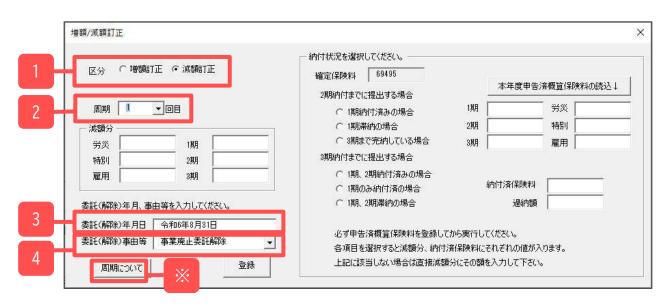
1. 「納入通知書」をクリックします。



2. 「増額/減額訂正」をクリックします。



3. 必要な情報を入力・確認します。

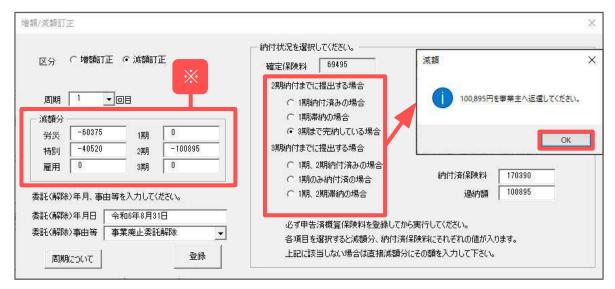


項目名	説明
1.区分	「減額訂正」にチェックを入れます。
2. 周期	概算保険料の減額訂正報告期限の周期を選択します。 なお、委託解除時期により周期は異なります。詳細は「周期について(※)」の 「周期について」をご確認ください。
3. 委託(解除)年月日	「特別加入者等の登録」の「その他」タブ(<u>25ページ参照</u>)に登録されている 委託解除年月日が表示されます。
4. 委託(解除)事由	プルダウンから該当する委託事由を選択します。

- 4. 「本年度申告済概算保険料の読込↓」をクリックすると、期別の金額を表示します。
 - ※期別の金額は手入力できます。
 - ※「令和5年度確定・令和6年度概算」の事務組合一括有期で保存データを作成していない場合は、「本年度申告済概算保険料の読込↓」をクリックしても表示されません。



5. 納付状況を選択すると、還付または徴収額のメッセージが表示されるため、「OK」をクリックします。

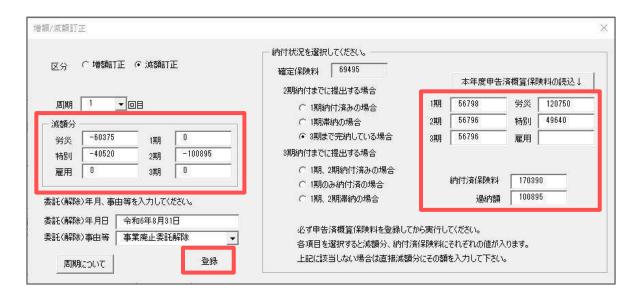


♀ ポイント

該当の納付状況がない場合は、納付済保険料(充当額全額+委託解除までに納付した額)、過納額(不足額の場合もあります)は手入力してください。

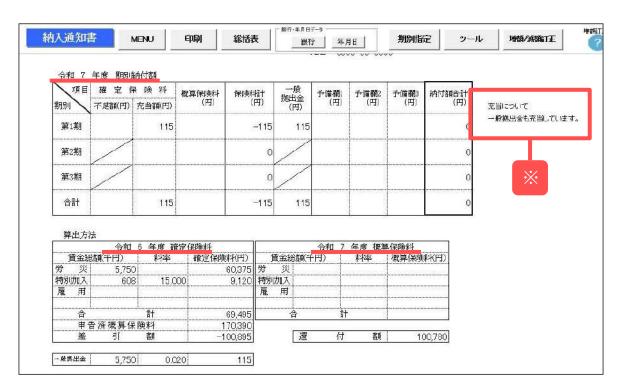
※上記フォーム左側の減額分の囲みにある「労災」「特別」「雇用」「1期」 「2期」「3期」も手入力します。(金額の先頭に適宜マイナスをつけます。)

6. 納付済保険料と過納額(または不足額)が自動で計算され、減額分に金額が表示されます。金額を確認し、「登録」をクリックします。



3.5. 納入通知書の作成

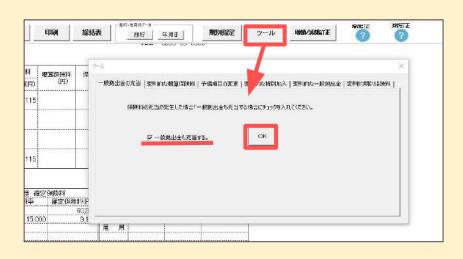
納入通知書は、「令和7年度 期別納付額」「令和6年度 確定保険料」「令和7年度 概算保険料」と表示されます。概算保険料は自動で空欄になります。



♀ ポイント

保険料の充当が発生し、一般拠出金も充当させる場合は、

「ツール」>「一般拠出金の充当」タブの【一般拠出金も充当する】に チェックを入れて「OK」をクリックすると、納入通知書に「充当について一般拠 出金も充当しています。(※)」と表示されます。



3.6. 保存データの作成

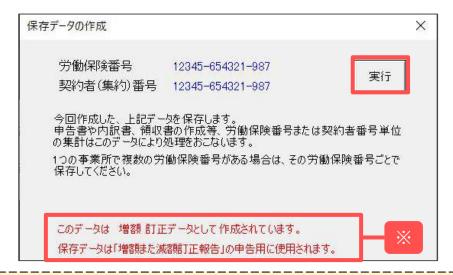
減額訂正の保存データを作成します。減額訂正データを作成した場合は、データを 残すために必ずこの操作をおこなってください。

1. 保存データの「作成」をクリックします。



2. 減額訂正(※)のメッセージが表示されていることを確認し、「実行」を クリックします。

※減額訂正(※)のメッセージが表示されない場合は、減額訂正データが正しく作成されていません。この場合は、「3.4.減額訂正の周期の設定(<u>28~31ページ参照</u>)」から設定し直してください。



♀ ポイント

保存データは「読込」から確認できます。保存データのファイル名は、 「減額」+「周期」+「労働保険番号」+「事業所ファイル名」で作成されます。 例:保存ファイル名「減額2 12345-654321-987 サンプル」

4.1. 減額訂正データの読み込み

作成した減額訂正データをもとに減額訂正報告をおこないます。まずは周期ごと・ 減額訂正ごとにデータを読み込みます。

台帳MENU画面で「処理ファイル」をクリックします。



2. 「労基・労災・労保」グループを選択し、「事務組合処理」を開きます。



3. 「令和5年度確定・令和6年度概算」と表示されていることを確認します。 「増額減額訂正処理」をクリックします。

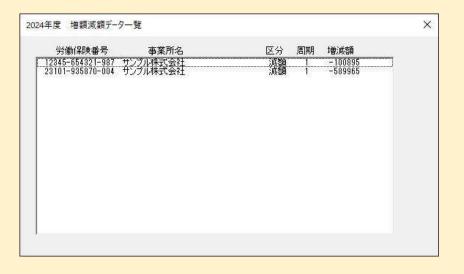


4. 年度が「2024年度」であることを確認し「読込と集計」をクリックします。



♀ ポイント

「増額減額訂正データ一覧(※)」では、作成されている増額減額訂正データの確認ができます。不要なデータがある場合は、該当の事業所ファイルを開き、「事務組合」「事務組合一括有期」から該当の保存データを削除してください。

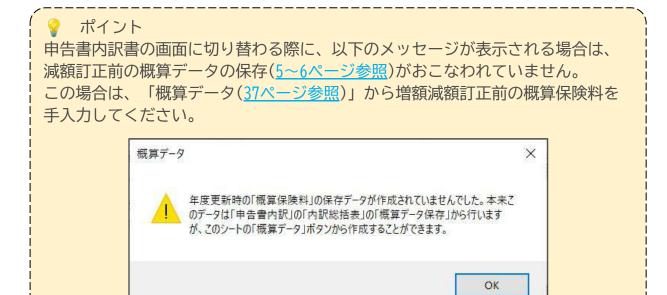


5. 「減額訂正」にチェックを入れ、周期を選択して「検索」をクリックすると 右側に該当するデータが表示されます。労働保険番号を選択し、「集計」を クリックします。



6. 申告書内訳の画面に自動で切り替わります。





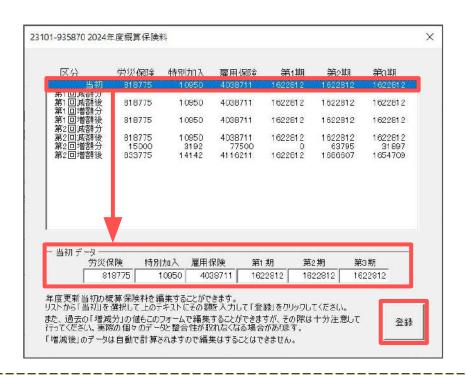
4.2. 申告書内訳 当初データの確認と変更

当初データや、各周期の増額減額分と増減後の額を確認することができます。 当初データや各周期の増額分・減額分の金額は、必要に応じて編集することも できます。

1. 「概算データ」をクリックします。



- 2. 増額減額訂正前の当初データや、各周期のデータが表示されます。 当初データや増額分・減額分のデータの金額を変更する場合は、データを 選択して変更後の金額を入力し、「登録」をクリックします。
 - ※「第○増(減)額後」データは自動計算箇所のため変更することはできません。
 - ※雇用保険の合計額と各周期の合計金額が異なる場合、登録時に「労災と雇用保険の計が各期の合計と一致していません」と表示されます。



♀ ポイント

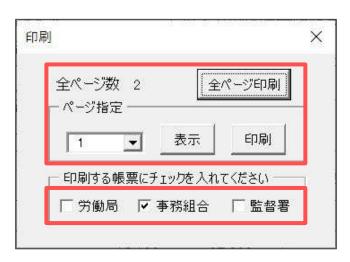
訂正報告をおこなうと、「**第1回減額→第1回増額→第2回減額→第2回増額→第3回** 減額→第3回増額→第4回減額→第4回増額」の順で概算保険料が変更されます。 第1回が増額から始まる場合、第1回の減額があれば、その額を一時的に削除して ください。また、提出先により増額・減額訂正の順が異なる場合も、直接データ の編集をおこなってください。

4.3. 申告書内訳の印刷

1. 「印刷」をクリックします。



2. 印刷する帳票(労働局/事務組合/監督署)にチェックを入れます。 ページを指定して「印刷」、もしくは「全ページ印刷」をクリックします。



3. メッセージを「OK」で進むと、A4普通用紙に印刷されます。



4.4. 労働保険申告書の印刷

申告書は、周期別の増額・減額の申告書を作成します。周期の異なる増額・減額を 合わせた申告書を作成することはできません。

1. 「申告書」をクリックします。



2. 「印刷」をクリックします。メッセージを「OK」で進むと、A4普通用紙に 印刷されます。



4.5. 内訳総括表の印刷

1. 「内訳総括表」をクリックします。



2. 「印刷」をクリックします。



♀ ポイント

減額訂正の参考データ(※)は、申告書内訳の「概算データ(<u>37ページ参照</u>)」から金額を参照しています。このデータは画面上の表示のみで、印刷をおこなうと印字されません。

40

3. 印刷する帳票にチェックを入れ、「印刷」をクリックします。



4. メッセージを「OK」で進むと、A4普通用紙に印刷されます。



4.6. 拠出金内訳の印刷

1. 「拠出金内訳」をクリックします。

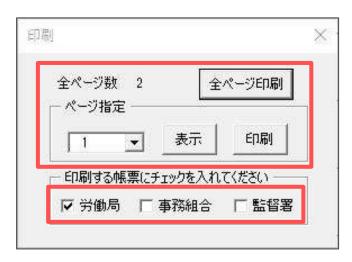


2. 「印刷」をクリックします。



42

3. 印刷する帳票(労働局/事務組合/監督署)にチェックを入れます。 ページを指定して「印刷」、もしくは「全ページ印刷」をクリックします。



4. メッセージを「OK」で進むと、A4普通用紙に印刷されます。



5. よくある質問

- ◆ 特別加入者のみを対象とした減額訂正処理はできますか。
 - ⇒委託関係にある事業所にて特別加入者のみが脱退・減少する場合の 減額訂正処理には未対応です。
- <u>事務組合処理にて「増額減額訂正処理」をクリックすると、「この増額減額</u> 訂正データは作成されていません」とメッセージが表示されます。
 - ⇒誤った確定処理年度で減額訂正処理の保存データを作成している可能性があります。減額訂正処理は、年度更新処理の後に発生する手続きのため、確定処理年度は概算年度で作成する必要があります。

例:2024年度中の減額訂正処理は「確定処理年度2024年度」にて作成

♀ ポイント

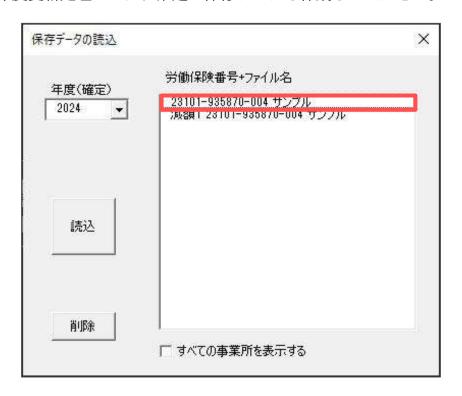
確定処理年度が誤っていた場合は、以下手順でデータを作成し直してください。

- 1. 処理ファイル「事務組合(事務組合一括有期)」の保存データ「読込」> 「削除」にて、誤った確定処理年度の保存データを削除します。
- 2. 事業所ファイルの処理年を確認し、2023年度の場合は、事業所ファイルの 年次更新をおこなうか、「会社情報」の基本データタブにて処理年度を 2024年度に切り替えます(詳細はこちら)。
 - ※「事務組合(事務組合一括有期)」では、事業所ファイルの処理年度と現時点のパソコン日付をもとに、前年度/現在年度から処理すべき年度の給与データを自動で読み込んで起動します(パソコン日付が8月以降の場合に「事務組合(事務組合一括有期)」を起動すると、事業所ファイルの処理年度と同一になります)。
- 3. 処理ファイル「事務組合(事務組合一括有期)」を開き、確定処理年度が 2024年度になっていることを確認し、減額訂正のデータを作成し直して 保存データを作成します。

5. よくある質問

- <u>2024年度確定2025年度概算の「申告書内訳」等に、減額訂正をおこなった</u> データが表示されません。
 - ⇒減額訂正の保存データを作成した後、確定年度(今年度は2024年度確定)の 保存データを作成する必要があります。

減額訂正の保存データは、ファイル名を「減額+労働保険番号+会社名」として作成しますが、「事務組合処理」では「労働保険番号+会社名」の保存データが集計されます。そのため、減額訂正処理をおこなった場合は年度更新処理までに、確定の保存データも作成してください。



発行元 株式会社セルズ

本マニュアルに記載された内容は予告なく変更されることがあります。 本マニュアルに掲載した画面表示、説明図などは、実際のものとは一部異なる場合がありますのでご了承ください。

